



## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2016年2月1日号

高松事務所 名和 寛之(税理士)

### 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

#### 1 はじめに

平成 17 年度税制改正において創設されたスキャナ保存制度は、従来、紙による保存が求められていた国税および地方税関係書類(以下「税務関係書類」)について、一定の要件を満たせばスキャナ保存が認められる制度である。一方、その要件が厳しく、導入が伸び悩んでいることから、平成 27 年度税制改正において要件の一部を緩和する見直しが行われている。

本ニュースレターでは、平成 27 年度税制改正における当該項目の主な改正事項として、スキャナ保存の対象となる税務関係書類の範囲の拡充、スキャナ保存の要件緩和および適時入力方式に係る要件緩和等について解説するとともに、平成 28 年度税制改正で予定されている改正事項の概要を紹介する。

スキャナ保存制度の平成 27 年度税制改正(以下「本改正」)の全体像

|       |         | 改正  | 重要書類(決算関係書類を除く)   |       | 一般書類<br>(見積書、注文書等) | 解説番号 |                              |
|-------|---------|-----|---|-------|--------------------|------|------------------------------|
|       |         |     | 契約書・領収書   |       |                    |      | 資金移動等直結書類<br>(納品書、<br>約束手形等) |
|       |         |     | 3万円以上   | 3万円未満 |                    |      |                              |
| 対象書類  |         | 改正前 | ×   | ○     | ○                  | 2    |                              |
|       |         | 改正後 | ○(適正事務処理要件を満たすこと)   |       |                    |      |                              |
| 改ざん防止 | 入力期間の制限 | 改正前 | (1) 早期入力方式: 作成・受領後速やかに入力+タイムスタンプ<br>(2) 業務処理サイクル方式: <u>関係帳簿の電子保存の承認+通常処理期間終了後入力+タイムスタンプ</u> |       | 適時入力も可能            | 3    |                              |
|       |         | 改正後 | (1) 早期入力方式: 現行要件<br>(2) 業務処理サイクル方式: <u>通常処理期間終了後入力+タイムスタンプ</u>                              |       |                    |      |                              |
|       | 改ざん検知   | 改正前 | <u>電子署名+タイムスタンプ</u>   |       | <u>電子署名</u>        |      |                              |

|           |               |     |   |                                |   |
|-----------|---------------|-----|---|--------------------------------|---|
|           | (防止)          | 改正後 | タイムスタンプのみ                                     |                                |   |
|           | 入力者の<br>特定    | 改正前 | 入力時の電子署名                                      |                                |   |
|           |               | 改正後 | 入力を行う者又はその者を監督する者に関する情報を確認できる<br>ようにしておくこと(※) |                                |   |
| 原本との同一性確保 | 解像度・大きさ等の情報保持 | 改正前 | 記録時の解像度・階調、書類の大きさ情報の保存                        |                                |   |
|           |               | 改正後 | 同上  | 記録時の解像度・階調の保存<br>(大きさ情報の保存は不要) |   |
|           | 解像度・カラー階調のレベル | 改正前 | 一定以上の解像度＋一定階調以上のカラー                           |                                |   |
|           |               | 改正後 | 同上  | 一定以上の解像度＋グレースケール               |   |
|           |               |     |   |                                | 4 |

※入力者等の ID の電子的保存又は入力者等が記載された書面の保存による。

(出典:財務省「平成 27 年度改正税法の解説」)

## 2 スキャナ保存の対象となる書類の範囲の拡充

| 税務関係書類               | 改正前 | 改正後 |
|----------------------|-----|-----|
| 決算関係書類・帳簿            | ×   | ×   |
| 契約書および領収書(金額 3 万円未満) | ○   | ○   |
| 契約書および領収書(金額 3 万円以上) | ×   | ○   |
| 上記以外の書類              | ○   | ○   |

本改正前は、契約書・領収書については金額 3 万円未満の書類について、一定の要件を満たし、税務署長等の承認を受けた場合にスキャナ保存することが可能とされていた。

本改正により、契約書・領収書については金額基準(改正前:金額 3 万円未満)が撤廃され、すべての契約書・領収書がスキャナ保存の対象とされた。なお、この適用を受けるためには適正事務処理要件を整備することが必要となる(下記 3(1)注 2 参照)。

## 3 スキャナ保存制度の保存要件の緩和

### (1) 重要書類を業務処理後にスキャナ保存を行う場合の要件の見直し

本改正により、重要書類<sup>1</sup>について、業務処理に係る通常の期間経過後にスキャナ保存を行う場合であっても、適正事務処理要件<sup>2</sup>を新たに設け、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組みを講じた上で、国税および地方税関係帳簿の電子保存の承認が不要とされた。

1 契約書・領収書等をいう。

2 内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェックおよび再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していること。

## **(2) 電子署名要件の廃止**

本改正前は、書類をスキャナで読み取る際に入力者等の電子署名が必要とされていた。

本改正により、スキャナ保存の際に必要とされていた電子署名が不要とされた。

ただし、タイムスタンプを付すことは従来どおり必要とされ、これに加え入力者等に関する情報の保存が新たに要件とされた。タイムスタンプとは、一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻認証業務に係るもので、データ変更されていないことの確認等、一定の要件を満たすものに限られる。

## **4 適時入力方式に係る要件の緩和**

### **(1) 書類の大きさ情報の見直し**

本改正前は、すべての書類について、大きさに関する情報の保存が必要とされていた。

本改正により、重要書類以外の書類については、大きさに関する情報の保存が不要とされた。

### **(2) カラー保存の見直し**

本改正前は、すべての書類についてカラーでの保存が必要とされていた。

本改正により、重要書類以外の書類については、「白黒」での保存が可能とされた。

## **5 適用時期**

平成 27 年 9 月 30 日以後に行う承認申請について適用する。

なお、税務関係書類のスキャナ保存の承認を受けようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える 3 カ月前の日までに「申請書」を提出する必要がある。

また、本改正前の要件に係る承認を受けた者が、本改正後の要件による保存を行うために「申請書」を提出し、承認を受ける場合、本改正前の要件に係る承認の「取りやめの届出書」を提出する必要はない。

## **6 平成 28 年度税制改正の概要**

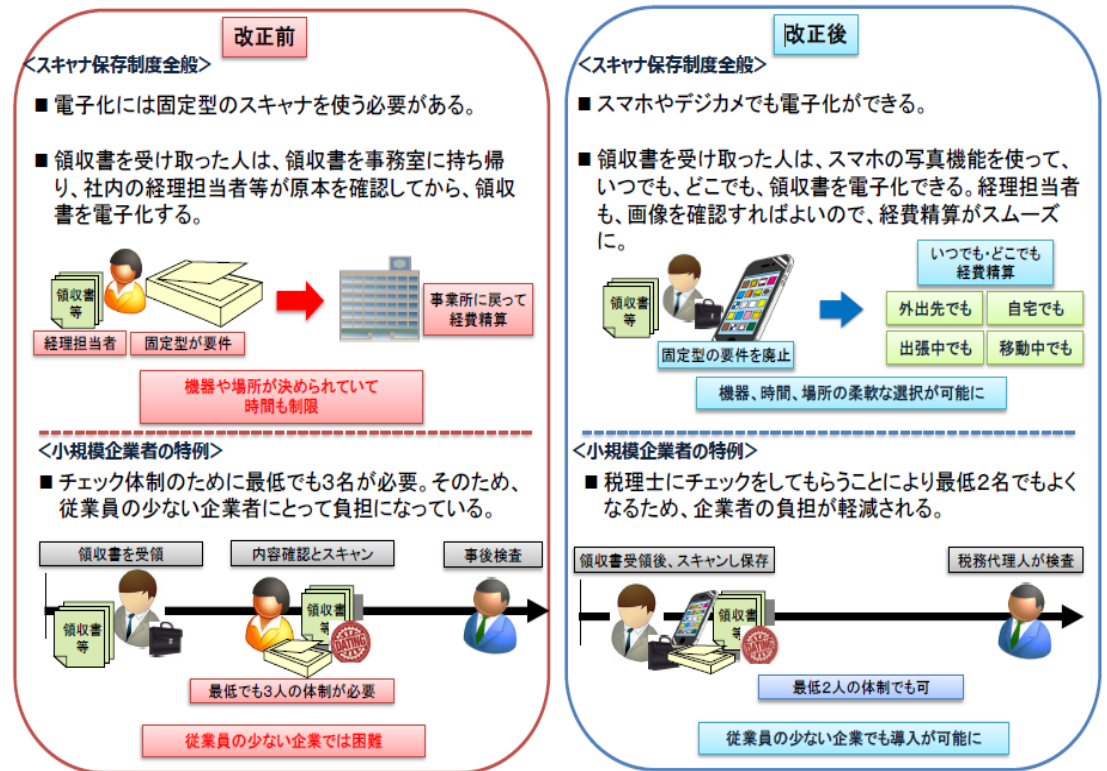
平成 28 年度税制改正で税務関係書類に係るスキャナ保存制度について、利便性の向上を目的としてデジタルカメラ・スマートフォン等の携帯型画像記録装置による読み取りが認められる予定である。また、小規模企業者は負担軽減のために特例が置かれることが予定されている<sup>3</sup>。

上記改正は平成 28 年 9 月 30 日以後に行う承認申請について適用される予定である。

---

<sup>3</sup> 平成 28 年度税制改正大綱による情報であり、適用にあたっては法律成立を待つ必要がある。

(参考)改正事項の概要



(出典: 経済産業省「平成 28 年度経済産業関係税制改正について」)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 高松事務所

所在地 〒760-0027 香川県高松市紺屋町 2-6  
高松フコク生命ビル 7 階

T e l 087-826-1345(代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。